

令和5年12月

## 庁用バスの地区協議会使用について

### はじめに

庁用バスは、地区協議会の事業として使用することが可能です。使用できる事業やバスの大きさ、申込方法等は以下のとおりとなりますが、使用に当たっては、事業計画の段階で事前に地区担当者にご相談ください。

### 対象事業（いままでに地区協議会が民間のバスを使用して行った施設の視察）

- ・立川防災館（東京都立川市）の視察
- ・横浜市民防災センター（神奈川県横浜市）の視察
- ・本所防災館（東京都墨田区）の視察
- ・東京臨海広域防災公園（東京都江東区）の視察
- ・東京たまエコセメント化施設（東京都日の出町）の視察 など

※ 旅行や忘年会など、会員の慰労を目的とした使用はできません。

### 費用について

調布市管財課の予算の範囲内で、庁用バス（ガソリン代を含む）と運転手を無償で提供いたします。

（標準的な車種別乗車定員数（補助席を除く））

- ・大型バス 45人
- ・中型バス 27人
- ・小型バス 21人
- ・マイクロバス 21人（※令和5年度から追加予定）

次の費用は、地区協議会の負担となります。

- ・有料道路・高速道路利用料
- ・駐車場使用料

### 主な使用条件

- ・1日の運行距離 おおむね300キロメートル以内
- ・使用時間 8時30分から午後5時15分まで
- ・車内で飲酒しないこと。

### 使用申込

使用予定日の属する月の前々月の初日が申込期限となります。なお、運行行程表（運行経路の詳細）は使用予定日の30日前までにご提出いただきます。